

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨	1
2 国の基本的理念	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	2

第2章 計画の基本的な考え方

1 目的	3
2 達成すべき基本的な目標	3
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	3
(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	4
(3) 地域生活支援拠点等の整備	4
(4) 福祉施設から一般就労への移行	6
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	6

第3章 障害者の現状

1 障害者の現状	8
(1) 身体障害者手帳所持者の現状	8
(2) 療育手帳所持者の現状	9
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の現状	10

第4章 障害福祉サービス等の数値目標及び必要量見込み

1 障害福祉サービス・相談支援の必要量の見込み	12
(1) 訪問系サービス	12
(2) 日中活動系サービス	15
(3) 居住系サービス	20
(4) 相談支援事業	22

2	地域生活支援事業	24
(1)	必須事業	24
(2)	任意事業	27
第5章	障害児支援の提供体制【障害児福祉計画】	30
1	児童福祉法に基づくサービス	31
(1)	児童発達支援及び医療型児童発達支援	31
(2)	放課後等デイサービス	32
(3)	保育所等訪問支援	32
(4)	障害児相談支援	32
2	障害者総合支援法に基づくサービス	33
(1)	障害福祉サービス	33
3	地域生活支援事業	35
(1)	必須事業	35
(2)	任意事業	37
4	関係機関との連携した支援	38
5	保育所等における障害児受入れ	40
6	アンケート調査結果	40
【資料】		
○	アンケート調査結果（障害児について）	42
○	大館市障害者自立・差別解消支援協議会委員名簿	66
○	大館市障害者自立・差別解消支援協議会設置要綱	67

